

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 都市計画課

不利益処分の内容		栃木市風致地区条例の規定又は同条例に基づく処分に違反した者等に対する許可の取消し等
根拠法令等及び条項		栃木市風致地区条例第5条
処分基準	根拠条項	栃木市風致地区条例第5条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>○栃木市風致地区条例抜粋 (監督処分)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者</p> <p>(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくは行った者</p> <p>(3) 第2条第1項の許可に付した条件に違反している者</p> <p>(4) 詐偽その他不正な手段により、第2条第1項の許可を受けた者</p> <p>2 前項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。</p>	